

Title	中世の真言宗僧団と王権
Author(s)	真木, 隆行
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44107
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	真木隆行
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第17383号
学位授与年月日	平成15年1月15日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科史学専攻
学位論文名	中世の真言宗僧団と王権
論文審査委員	(主査) 教授 平 雅行 (副査) 教授 梅村 喬 教授 村田 路人

論文内容の要旨

本論文は、東寺を中心とする真言宗僧団の構造とその歴史の変容過程を、王権との関わりの中で実証的に明らかにしようとしたものである。本文は全4章と序・結とから成り、枚数は366枚(400字詰め換算)である。

まず序では、研究史を振り返るとともに、従来の個別東寺研究を克服するために、真言宗僧団という視角を提起した意味について論じている。第一章「中世東寺長者の成立」では、真言宗僧団の構造変化のなかで東寺が中世寺院化していった過程を描出した。そして真言宗僧団は、東寺を中心に御願寺・定額寺群を周辺に配置したゆるやかな寺院連合から、院政期には仁和寺・醍醐寺などの有力門主群を上層に擁した多極的門閥構造へと転換しており、そのなかで東寺領とその末寺が一長者の渡領と化していった、と指摘している。

第二章「後宇多・後醍醐天皇の密教受法」では、後宇多上皇の伝法灌頂をめぐる研究の混乱を是正しながら、後醍醐天皇・後宇多上皇の密教受法の経緯と様態を具体的に明らかにし、モンゴル襲来後の天皇家で密教受法が盛行していたことを描いた。

第三章「東寺座主構想の歴史の変遷」では、従来明らかでなかった東寺座主について検討している。①10世紀に延暦寺への対抗から、真言宗貫首の公式呼称を別当から座主に改称することを目指したが、その企ては成功しなかった。②14世紀初頭に後宇多院が真言宗僧団の改変を構想するなかで、東寺長者の上位に東寺座主を設けて禅助を補任した。③禅助ののち文観らが補任されたが、東寺座主は南朝とともに消滅した、と述べている。

第四章「鎌倉末期における東寺最頂の論理」では、鎌倉後期の東寺が「弘仁官符」「天曆勅」などを捏造しながら東寺最勝論を展開したことを明らかにし、こうした自尊意識が高揚した背景として、供僧の自律的發展と後宇多院の真言宗興隆策、および延暦寺・東大寺との対抗があったと指摘している。

論文審査の結果の要旨

本論文の第一の成果は、真言宗僧団の構造的変容のなかで東寺を捉えようとしたことである。かつて網野善彦は中世東寺の成立過程を丹念に分析して、供僧自治が発達する鎌倉後期以降に東寺の中世化を求めた。網野の実証的成果は重厚なものであるが、しかし中世東寺は単なる一頭密寺院であったのではない。東寺は真言宗の貫首を保持する寺

院であるが、住僧がほとんどおらず、鎌倉後期以降も長者が住僧から選任されないという特異な寺院であった。東寺が真言宗僧団全体の結節点であったことからすれば、東寺の寺院としてのありようは、真言宗僧団の全体構造に大きく規定されている。本研究はこうした視角から、中世東寺長者の成立過程や存在形態、あるいは鎌倉末期における東寺座主職の創設事情をみごとに解明した。しかも中世延暦寺・興福寺における座主・別当の権限縮小や門跡の自立化を思えば、筆者が提起した宗の僧団構造論は、真言宗のみならず、他宗派を考える場合にも大きな示唆を与えるであろう。

第二の成果は、鎌倉後期の天皇家における密教依存状況を明らかにしたことである。網野善彦は、自ら密教祈禱を行った後醍醐天皇の姿から、それを異形の王権と評したが、筆者は後宇多天皇が在位中から加行に励んでおり、後深草・亀山・後宇多院が相次いで伝法灌頂を受けるなど、大覚寺統・持明院統を問わず密教受法が盛行していたことを明らかにした。従来、密教的即位儀礼である即位灌頂が伏見天皇（1288年）から恒常化されたことが知られていたが、筆者によって、より大きな広がりの中かでその意味を捉えることが可能となった。

とはいえ、本論文にも問題がないわけではない。筆者は王権による東密受法の実態を明らかにしたが、台密をも含めた国王受法の全体像はなお描けていないし、真言宗僧団論を中世的な宗の僧団論一般に敷衍することも十分ではない。しかし筆者が、斬新な問題提起をしてきた若手研究者であることからすれば、本論文での達成を踏まえて、自らの構想をさらに深めて行くことが期待されよう。本論文はその基礎となる価値を十分に有している。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。